

## 埼玉県自立支援協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3の規定に基づき、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、県域全体の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場とすることを目的として、埼玉県自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

### (委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、福祉部長が選任した者とする。

- (1) 相談支援事業に従事する者
- (2) 障害福祉サービス事業に従事する者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 就労支援関係機関に従事する者
- (5) 障害者関係団体の代表者
- (6) 地域自立支援協議会に所属する者
- (7) 学識経験者
- (8) その他、協議会の趣旨等にふさわしい者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。  
(関係者の出席)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第8条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障害者支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年3月6日から施行する。

2 埼玉県障害者ケアマネジメント推進協議会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月27日から施行する。